

○経済産業省令第九十二号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令

第一条 次に掲げる省令の様式中「㊟」を削る。

一〇十七 （略）

十八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）様式第一、様式第三、様式第六から様式第七の二まで、様式第九、様式第九の二、様式第十一、様式第十二、様式第十九、様式第二十一から様式第二十二の二まで、様式第二十四から様式第二十五まで、様式第二十八、様式第三十五、様式第四十三及び様式第五十

十九〇二十三 （略）

第二条 (略)

第三条 次に掲げる省令の様式中「五」を削る。

一〇五 (略)

六 ガス事業法施行規則(昭和四十五年通商産業省令第九十七号)様式第三十、様式第六十九、様式第八

十、様式第八十一及び様式第八十四から様式第八十六まで

七〇二十五 (略)

第四条 次に掲げる省令の様式中「四」を削る。

一〇四 (略)

五 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十七号)

様式第一から様式第十の三まで

六〇十四 (略)

第五条〇第三十二条 (略)

(ガス事業法施行規則の一部改正)

第三十三条 ガス事業法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第十五、様式第十九から様式第二十一まで、様式第二十三、様式第二十九、様式第三十、様式第三十六、様式第四十二、様式第四十七、様式第五十、様式第五十五、様式第五十六、様式第六十、様式第六十七、様式第七十七、様式第七十九から様式第八十一まで、様式第八十八、様式第八十九、様式第九十二及び様式第九十三中「印」及び「3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「4 氏名を記載し、押印することゝ代えて、署名することゝできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「5 氏名を記載し、押印することゝ代えて、署名することゝできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「7 氏名を記載し、押印することゝ代えて、署名することゝできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「10 氏名を記載し、押印することゝ代えて、署名することゝできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「13 氏名を記載し、押印することゝ代えて、署名することゝできる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第四、様式第六及び様式第五十七中「印」を削り、「10まで」を

「9㉞で」又は「13㉞で」を「12㉞へ」に改め、様式第五、様式第七から様式第九まで、様式第十六、様式第十八、様式第二十八、様式第三十五、様式第三十七から様式第四十一まで、様式第四十三から様式第四十六まで、様式第四十八、様式第四十九、様式第五十一から五十四まで、様式第五十八、様式第五十九、様式第六十一から様式第六十六まで、様式第六十八、様式第七十から様式第七十六まで、様式第七十八、様式第八十二、様式第八十三、様式第八十七、様式第九十四及び様式第九十五中「㉞」及び「㉟」を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1 ㉞紙」を「㉞紙」に改め、様式第二十四から様式第二十七まで中「㉞」及び「4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第九十、様式第九十一、様式第九十八中「㉞」及び「2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1 この㉞紙」を「この㉞紙」に改める。

第三十四条〜第三十七条 (略)

(熱供給事業法施行規則の一部改正)

第三十八条 熱供給事業法施行規則（昭和四十七年通商産業省令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第十二、様式第十三及び様式第十六中「**田**」及び「3 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「7 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第六及び様式第八中「**田**」を削り、「8 田で」を「6 田で」に改め、様式第七、様式第九から様式第十一まで、様式第十四及び様式第十五中「**田**」及び「2 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1 田で」を「田で」に改める。

（石油需給適正化法施行規則の一部改正）

第三十九条～第四十六条 （略）

（特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部改正）

第四十七条 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第十一及び様式第十四中「㊦」及び「3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削る。

第四十八条〜第六十四条 (略)

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第六十五条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第五、様式第十、様式第十四から様式第十八まで、様式第二十、様式第二十六、様式第二十九から様式第三十一まで、様式第三十三、様式第三十六から様式第三十八まで、様式第四十、様式第四十三の二から様式第四十四まで、様式第四十六、様式第四十八、様式第四十九の二から様式第四十九の六まで及び様式第五十六から様式第五十八まで中「㊦」及び「3 氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「4 氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第八、様

式第二十三中「㊦」及び「㊧」を削る。

第六十六条、第九十六条（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴
う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正
する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取
り繕って使用することができる。